

概要版

志木市 高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業計画

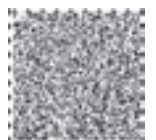
平成24年度～平成26年度



市民が支え 身近に実感できる
福祉のまちづくり



平成24年3月
志木市



1. 計画策定の背景

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度は施行後12年が経過し、サービス利用は倍増するなど、我が国の高齢期を支える制度として定着してきました。

しかしながら、日本の人口構造は、出生率低下、高齢者人口の増加により、世界でも類を見ないほどの急激な高齢化が進んでいます。

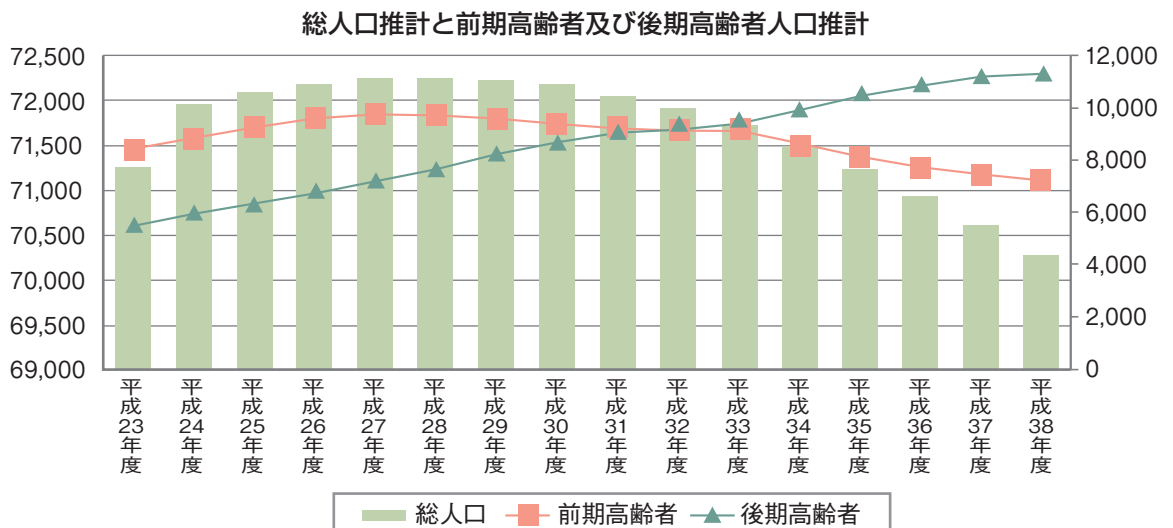
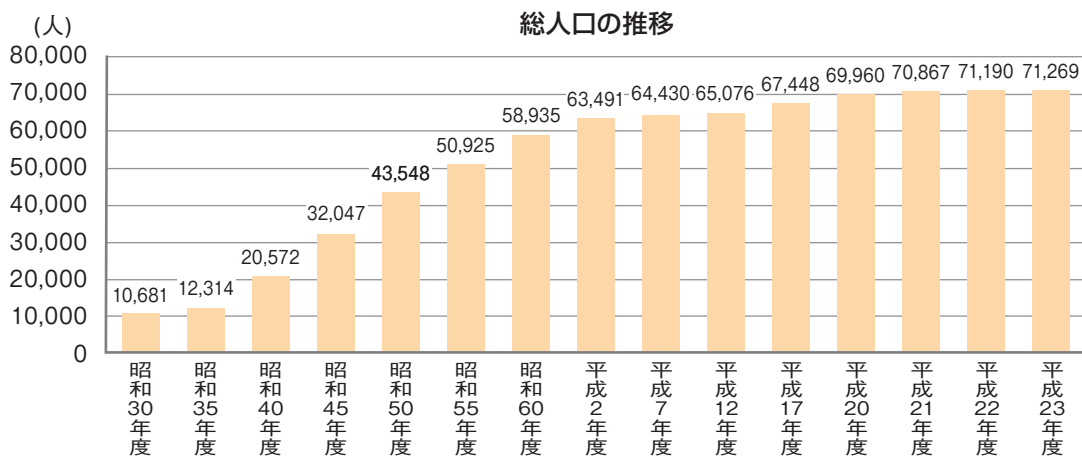
また、2015年(平成27年)は、「戦後の第一次ベビーブーム世代」(昭和22~24年生まれ)といわれる人たちがすべて65歳以上となる年であることから、高齢化率が急激に増加することが予想されます。「団塊の世代」とも呼ばれるその世代は、戦後、豊かになった日本経済のもとで育ち、自由な価値観を持ち、ゆとりある生活を送ってきた世代であり、その生活スタイルは、今までの高齢者の概念ではくれない、多様な展開をすると考えられます。

さらに、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方を継続して取り組むことが必要とされています。このような状況に対応していくため、平成17年に介護保険制度全般の見直しが行われ、平成21年、平成23年にも一部改正が実施されました。

このような中、第4期計画策定から3年が経過し、「志木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しの時期を迎えることから、今後も制度をよりよいものにしていくためにも、介護保険や介護サービス等における計画の見直しを行い、新たな視点で「志木市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(以下「第5期計画」という。)」を策定するものです。

2. 高齢者の現状

志木市の人口は、昭和40年度(1965年度)から、急速に増加しましたが、平成2年度(1990年度)以降は、微増で推移しており、平成23年度では、71,269人となっています。また、平成32年度には、後期高齢者(75歳以上)が、前期高齢者(65歳から74歳)を上回る推計となっています。



3. 高齢者保健福祉サービスの現状

市では、以下のサービスを行っています。在宅福祉サービスには、要介護と認定されていない高齢者も給付対象とするサービスもあります。(該当◎)

保健サービス

- ・健康教育
- ・健康相談
- ・特定健康診査
- ・特定保健指導
- ・各種がん検診
- ・骨粗しょう症検診
- ・歯周疾患検診
- ・健康手帳の交付
- ・訪問指導

在宅福祉サービス(市の単独事業)

- ◎いきがいサロン
- ◎街なかふれあいサロン
- ◎福祉電話貸与
- ◎緊急時連絡システム
- ◎寝具乾燥サービス
要介護高齢者手当
介護サービス利用料補助
- ◎訪問理美容サービス
- ◎日常生活用具給付等
- ◎軽費老人ホーム・ケアハウス

施設福祉サービス

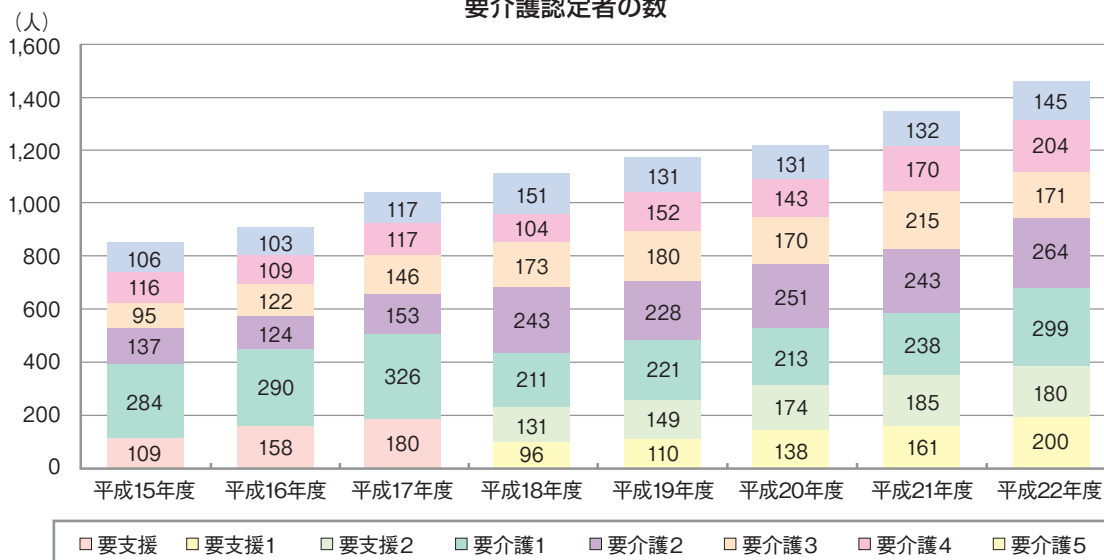
- ・養護老人ホーム
- ・老人福祉センター



4. 要介護(要支援)認定者の現状

要介護認定者数は年々増加しており、平成22年度(2010年度)は、1,463人で、平成18年度(2006年度)に比べ、1.3倍の伸びとなっています。その中でも、軽度者についての伸びが著しいものとなっています。

要介護認定者の数



5. 計画の課題

- ①地域包括ケアの推進の必要性
- ②介護サービス基盤の整備
- ③介護サービスの質的向上
- ④介護予防の推進
- ⑤認知症高齢者支援対策の推進
- ⑥高齢者の積極的な社会参加
- ⑦高齢者の居住に係る施策との連携

地域包括ケアとは

電話などのコールがあれば、30分以内に駆けつけられるエリアを範囲として「日常生活圏域」を設定し、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)を整備し、在宅サービスの充実を図ることで、施設に入所せずに住み慣れた地域で暮らし続ける仕組みをつくろうとする試みです。



6.計画の基本理念

市民が支え 身近に実感できる
福祉のまちづくり

7.基本目標と重点施策

1

だれもが普通に必要サービスを利用できるまちづくり

1 介護予防・健康づくりの推進

① 健康づくりの推進

- 健康手帳の交付
- 若年期からの健康づくり推進
- 健康づくりを推進する市民団体の育成

② 疾病予防の推進

- 特定健康診査等(健康診査)
- 健康教育
- 健康相談
- 各種がん検診
- 骨粗しょう症検診
- 歯周疾患検診
- 訪問指導

③ 自立生活への支援

- 福祉電話貸与
- 緊急時連絡システム
- 日常生活用具給付
- 救急医療情報キット

④ 介護予防の総合的な推進

- 地域支援事業(介護予防事業、包括的支援事業、任意事業)の推進
- 日常生活圏域における介護予防拠点の整備

⑤ 身近な地域での保健福祉拠点の整備

⑥ 介護予防・健康づくりに係わる人材の確保



2 介護サービス基盤の整備

① 介護保険サービスの安定供給

- 居宅サービス(介護予防を含む)
- 地域密着型サービス(介護予防を含む)
- 施設サービス
- その他介護サービス
- 特別給付
- 保健福祉事業



② 在宅支援サービスの推進

- 要介護高齢者手当
- 訪問理美容サービス
- 寝具乾燥サービス
- 介護サービス利用料補助
- 高額介護サービス費等資金貸付

③ 多様なサービス提供主体の参入誘導

④ 在宅サービス提供施設の整備支援

3 介護サービスの質的向上

① 介護サービスに係わる人材育成の推進

⑥ リスク管理の推進

- 独自の第三者評価の資源や成果を活用した調査体制の整備

② 総合相談窓口の充実

- 情報提供の充実
- 情報の公開・共有
- 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の活用

⑦ ケアマネジメントの充実

- 医療と福祉の連携推進
- 適正なケアプランの普及

③ 事業者との連携の推進

⑧ 施設サービスの質の向上

- 個室化・ユニットケアの推進
- 身体拘束の廃止など

④ 苦情相談体制の充実

⑨ 介護給付の適正化

- 委託認定調査の状況チェック
- ケアプランの確認指導
- 住宅改修の点検
- 介護給付費通知
- 介護と医療情報との突合

⑤ サービス評価システムの推進

1 -1- 4 地域支援事業の推進

健康状態や生活の状況などがどのような状況にある人でも、心身の状態が悪化したり、要介護状態に陥ったりすることがないように、介護予防を充実させ、すべての人が要介護状態にならずに自立した生活を継続していけるよう支援に努めます。

さらに、予防重視型への転換を図るために地域支援事業の円滑な推進や介護予防拠点などサービス体制の整備に努め、サービスの質の向上を図っていきます。

介護予防事業

- 二次予防事業対象者施策
 - 二次予防事業対象者把握事業
 - 通所型介護予防事業
 - 訪問型介護予防事業
- 一次予防事業対象者施策
 - 介護予防普及啓発事業
 - ・シニア体操教室
 - ・いろはカッピー体操
 - ・貯筋クラブ
 - ・元気いきいきポイント
- 地域介護予防活動支援事業
 - ・介護支援ボランティア養成講座

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する事業

包括的支援事業

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 総合相談支援・権利擁護事業
- 包括的・継続的マネジメント事業

任意事業

- 家族介護支援事業
 - ・家族介護教室
 - ・徘徊高齢者家族支援事業
 - ・家族介護者交流事業
 - ・家族介護用品支給
- その他の事業
 - ・成年後見制度利用支援事業
 - ・配食サービス
 - ・ふれあい健康交流会
 - ・高齢者フットケア事業



1 -2- 1 介護サービスの安定供給

介護が必要な状態になっても、自立した質の高い生活を送ることができること、家族の過重な介護負担の解消を目指し、そのために必要な在宅及び施設サービスの供給体制を確立します。また、訪問看護や訪問リハビリテーションなどのサービスについては、医師会や志木市立市民病院との連携の強化に努めます。

居宅サービス（介護予防を含む）

- ①訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導
- ⑥通所介護（デイサービス）
- ⑦通所リハビリテーション（デイケア）
- ⑧短期入所サービス
（短期入所生活介護、短期入所療養介護）
- ⑨特定施設入居者生活介護
（有料老人ホーム等）
- ⑩福祉用具貸与
- ⑪特定福祉用具販売
- ⑫住宅改修
- ⑬居宅介護支援
（介護予防支援）



地域密着型サービス（介護予防を含む）

- ①夜間対応型訪問介護
- ②認知症対応型通所介護
- ③小規模多機能型居宅介護
- ④認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護
（定員 29 人以下の有料老人ホーム等）
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）
- ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑧複合型サービス

施設サービス

- ①介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設



第5期からの新サービス

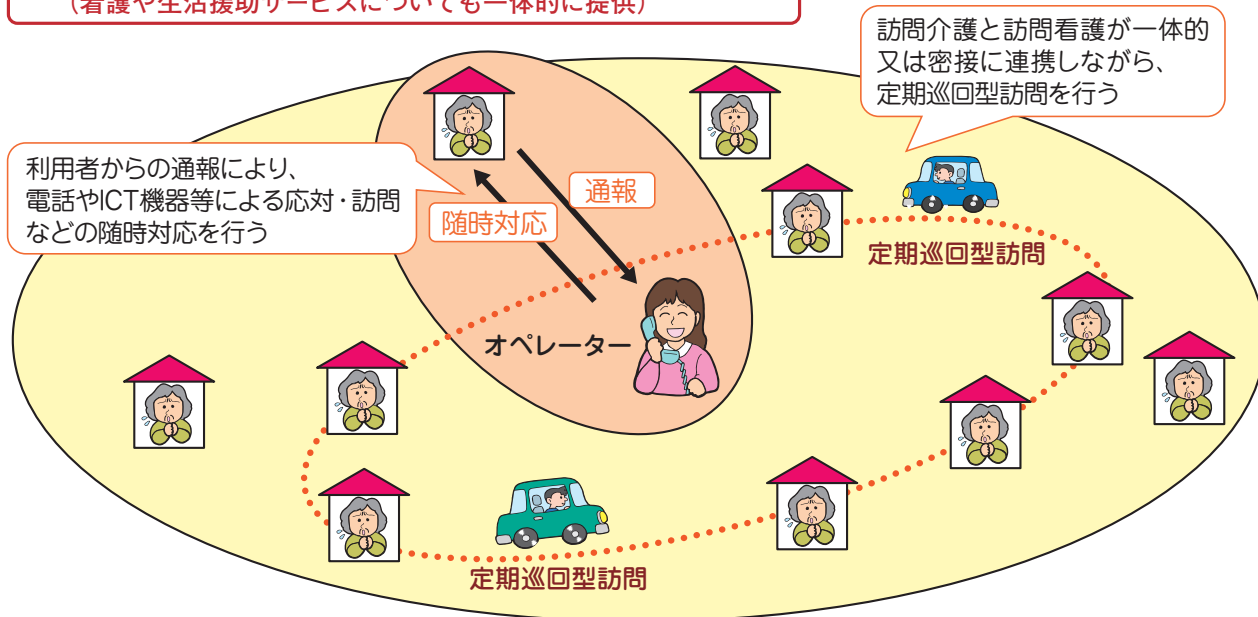
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う必要があります。

対象者は、要介護者のみとなり、身体介護を中心とした1日複数回サービスを基本としています。

本市においては、平成24年1月よりモデル事業として実施し、第5期計画期間では、各年240人(毎月20人)の利用を見込みます。

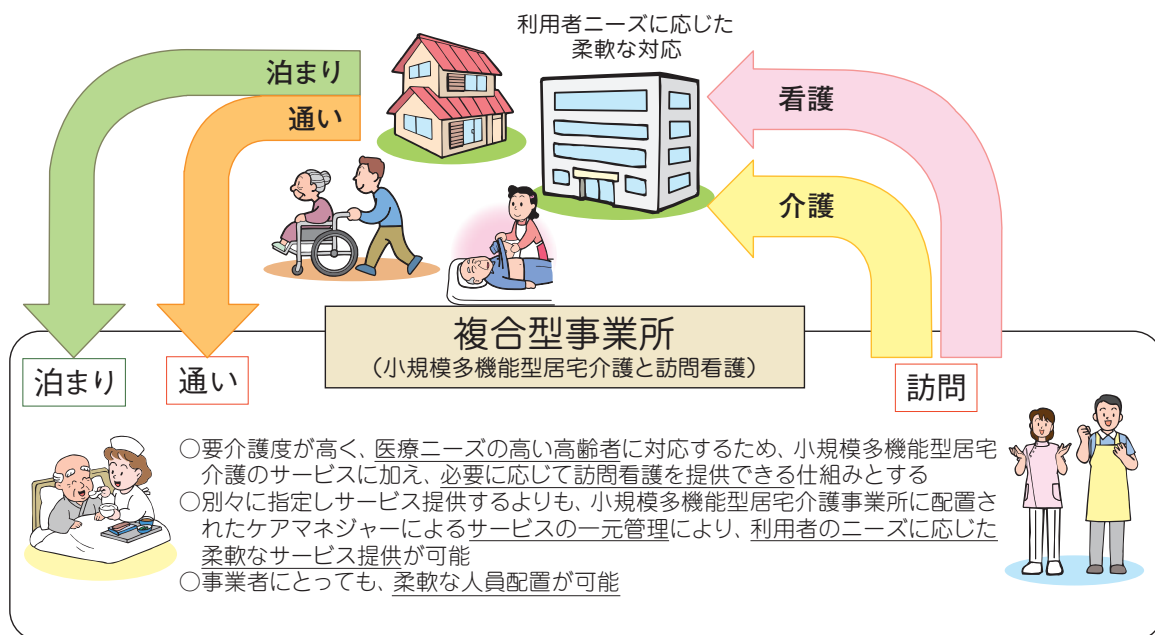
- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ(介護予防サービスは規定していない)
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス(看護や生活援助サービスについても一体的に提供)



複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る必要があります。

本市においては、第5期計画期間に実施の可否について検討を行います。




1 認知症高齢者対策の推進

- ① 認知症予防対策の充実
- ② 成年後見・権利擁護の推進
- ③ 認知症高齢者のケア体制の推進


2 地域包括ケアシステムの構築

- ① サービス調整機能の充実
- ② 地域ケア体制への市民参画
- ③ 地域包括ケア体制の確立
 - 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の機能強化及び増設
- ④ 日常生活圏域の設定及びサービスの推進
 - 地域密着型サービスの整備(認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護など)

3 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 
- ① バリアフリーのまちづくり
 - ② 住居のバリアフリー化の推進
 - 高齢者向け住宅の普及、ケア付き住まいの普及、居住支援の仕組みづくりなど
 - ③ 高齢者が安心して暮らせる住環境整備
 - ④ 防犯・防災対策の充実
 - ⑤ 成年後見・権利擁護の推進(再掲)
 - ⑥ 低所得者特別対策
 - 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の普及
 - 介護保険利用者利用料負担軽減措置の実施
 - ⑦ 高齢者虐待への対応
 - 家庭内虐待対策
 - 施設内虐待対策

1 高齢者の積極的な社会参画

- 
- ① 高齢者の社会参加・生きがいづくりへの支援
 - 情報提供
 - グループ活動支援
 - 高齢者の社会参加(老人クラブへの支援、いろは大学等)
 - 高齢者交流の場(いきがいサロン)
 - 老人福祉センター
 - ② 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進
 - 健康ライフスタイルの支援
 - 活動機会づくり
 - ③ 高齢者の就労支援
 - 雇用機会づくり(ジョブスポットしき)
 - (公益社団法人)朝霞地区シルバー人材センターの支援
 - ④ 福祉のまちづくりへ参画する高齢者への支援
 - ⑤ 元氣いきいきポイント制度の導入

2 福祉コミュニティの推進

- ① 地域ぐるみの市民福祉活動の推進
- ② ボランティア・民間非営利団体(NPO)活動の支援
- ③ 防犯・防災対策の充実(再掲)



8.介護保険料について

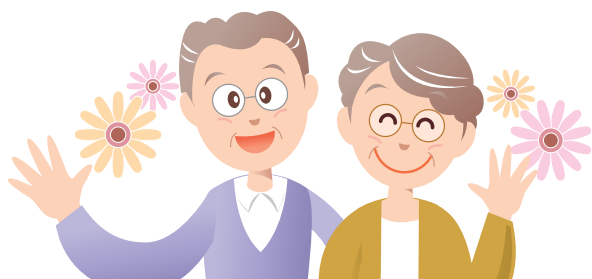
第5期計画期間における第一号被保険者の介護保険料の基準額は以下のとおりとなります。

所得段階	対象者	算定方法	保険料額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者	基準額×0.50	年額 19,800円 月額 1,650円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+年金収入の合計額が80万円以下の人	基準額×0.50	年額 19,800円 月額 1,650円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	年額 29,700円 月額 2,474円
第4段階	本人は市民税非課税であるが、世帯員が課税されている人	基準額×1.00	年額 39,600円 月額 3,299円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円(注)未満の人	基準額×1.25	年額 49,500円 月額 4,124円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円(注)以上の人	基準額×1.50	年額 59,400円 月額 4,949円

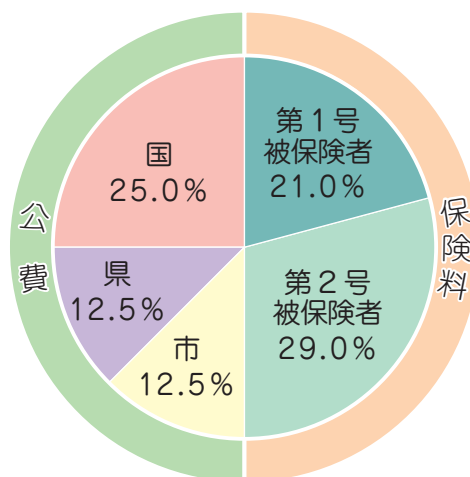
(注)平成24年度より省令の改正により、合計所得金額が200万円から190万円に改められました。

第5期保険料(月額)	
保険料基準額	3,299円

65歳以上の人の介護保険料は本市の介護保険サービスにかかる費用などから算出された基準額をもち、みなさんの所得に応じて決まります。



介護保険の財源



半分が保険料でまかなわれています。

志木市
高齢者保健福祉計画
第5期介護保険事業計画(概要版)
平成24年度～平成26年度

発行/志木市
編集/志木市高齢者ふれあい課
〒353-0002
埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
電話/048-473-1111(代表)

